

産地発展促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 「みやぎ園芸特産振興戦略プラン(令和3年3月策定)」で定める県戦略品目等(園芸品目に限る。)の産地発展に向けた取組を集中的に支援し、全国的に認知される園芸品目を育成するため、県内の事業実施主体が行う事業に要する経費について、当該事業の実施主体に対し、予算の範囲内において産地発展促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。「以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2 補助金の交付対象となる事業、経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(事業の実施期間)

第3 この事業の実施期間は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 納税証明書(すべての県税)
- (3) 事業実施主体が営農集団の場合にあつては、当該団体の組織及び運営に関する規約並びに農業生産法人化計画の写し
- (4) 暴力団排除に関する誓約書(別記様式第2号)及び役員等名簿
- (5) その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付申請をできないものとする。

- (1) 補助金の交付対象となる事業について、国の補助金の交付を受ける場合
- (2) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等である場合
- (3) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第2号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長宛て照会することができる。

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、別記様式第5号により速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 2 知事は、交付の決定に当たっては、第4第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めるときは、当該消費税等に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第4第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(遂行状況報告)

第6 規則第10条の報告は、別記様式第6号によるものとし、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は別記様式第7号によるものとする。

- 2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績報告書(別紙1)
 - (2) 納品書の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から1月を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度(以下「補助事業年度」という。)の翌年度の4月15日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は補助事業遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により概算払又は前金払により交付することができるものとし、その請求書の様式は別記様式第8号によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9 補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第10 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効果の増加した機械等（以下「財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

(取組状況報告)

第11 補助事業者は、補助事業年度を含めた3年間の取組状況等について、別記様式第10号により知事に報告しなければならない。

2 前項の報告は、当該年度の翌年度の7月31日までに前年度の取組状況について報告するものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第12 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用が増加した機器、機械及び施設等
- (2) その他知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要と認めるもの

(処分の制限を受ける期間及び内容)

第13 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、別記様式第11号による取得財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(帳簿及び書類の備付け等)

第14 補助事業者は、第13の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、別記様式第12号の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業名の掲示)

第15 この補助金により設置、又は導入された施設、機械等には、補助事業実施年度と事業名を掲示又は記入するものとする。

(書類の提出及び経由)

第16 この要綱により知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所を経由するものとし、地方振興事務所長はその写しを保管するものとする。

2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する地方振興事務所を経由するものとする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年5月18日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月7日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和3年10月7日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年3月18日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年3月19日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第2及び第3関係）

産地発展促進事業費補助金の交付対象となる経費及び補助率等

事業の名称	事業実施主体	対象事業	補助対象経費	補助率	事業の実施期間	事業の重要な変更
産地発展促進事業費補助金	1 農業協同組合法（昭和22年法第132号）に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会	1 整備事業 県戦略品目（園芸品目に限る。）の収益性向上等の産地発展に寄与する取組に必要な装置、機械、施設の整備等	事業計画の達成に必要と認めた装置、機械及び施設等の導入経費 注）導入機器を既存の機器と接続するためのアタッチメント等に要する経費を含む。	1／2以内 ※ただし、装置、機械、施設の整備1件当たりの補助金の上限額は8,000千円とする。	交付決定日から補助事業年度の3月15日まで	1 事業実施主体の変更 2 事業実施主体ごとに30%を超える事業量又は事業費の増減
	2 集落営農組織（農業生産法人化計画を有するものに限る。）					
	3 その他の営農集団（認定農業者又は認定就農者を含む3戸以上の農家の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）	2 推進事業 県戦略品目（園芸品目に限る。）の産地発展の体制整備及び販売促進に向けた取組等 ※ただし、整備事業と併せて実施するものに限る。	事業計画の達成に必要と認めた体制整備及び販売促進に向けた取組等の経費（飲食に関する経費を除く。）	定額 ※ただし、1件当たりの補助金の上限額は500千円とする。	交付決定日から補助事業年度の3月15日まで	
	4 農業法人 ただし、補助対象経費が園芸品目の面積拡大等に必要な種苗の導入経費の場合に限る。	3 種苗費支援事業 園芸品目の面積拡大等に必要な種苗の導入	園芸品目の面積拡大等（※）に必要な種苗の導入経費 ※面積が減少する園芸品目がある場合は、減少面積を差し引いた面積を補助対象面積とする。 ※補助事業年度の4月1日から3月15日までに納品、支払いされるものを対象とする。 ※いちごの場合、多収性品種「にこにこベリー」への品種転換に必要な親株苗の導入も対象とする。 ※農業協同組合又は農業協同組合連合会が事業実施主体となり、生産者の園芸品目の面積拡大等に必要な種苗費を助成する取組も対象とする。	1／2以内	補助事業年度の4月1日から3月15日まで	

